

重要事項説明書（ひよこ保育園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号）
第5条第1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

（1）設置者

名称	社会福祉法人 陽向會
住所	長崎市中里町1594-5
電話番号	電話 095-838-3200 FAX 095-838-3215
代表者	理事長 松尾 陽一

（2）施設

名称	ひよこ保園		みつばちの森		
住所	長崎市中里町1594-5		長崎市中里町1605-21		
電話番号	電話 095-838-3200 FAX 095-838-3215		電話 095-894-5014 FAX 095-838-3215		
施設長	園長 松尾貴美子				
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 2号・3号認定を受けた児童				
定員 120名 (本園 80名) (分園 40名)	2号認定 54名 3号認定 2歳児 26名 3号認定 0～1歳児 40名				
開設年月日(本園)	平成22年1月1日				
(分園)	令和5年1月1日				
敷地	敷地全体	1595.65㎡	分園 404.40㎡		
	園庭	500.21㎡	分園 354.8㎡		
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建		鉄骨造3階建	
	延べ面積	970.54㎡		420.09㎡	
	保育室等	乳児室 0歳児	51.24㎡		
		乳児室 1歳児	31.83㎡		
		多目的室	53.64㎡		
		ほふく室2歳児	38.90㎡		
保育室 3歳児		50.02㎡			
	4歳児	50.15㎡			
	5歳児	55.32㎡			
	その他	医務室・調理室・事務室・便所			

2 目的及び運営方針

ひよこ保育園は、保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、母親の代わりとなって深い愛情をそそぎ、こどもの精神衛生面および情緒面をよく把握し、子どもの負担にならないように一人ひとりに合った指導のもと、育成されることを目的として保育事業を行う。

3 職員の配置状況
別表に示すとおりとする。

勤務体制】

職種	勤務時間帯
園 長	8:00 ～ 17:00
保育士	A 7:00 ～ 16:00
	B 7:20 ～ 16:20
	B' 7:30 ～ 16:30
	C 8:00 ～ 17:00
	C' 8:30 ～ 17:30
	D 8:45 ～ 17:45
	D' 9:00 ～ 18:00
	E 9:30 ～ 18:30
	E' 9:45 ～ 18:45
	F 9:30 ～ 18:30
	G 10:00 ～ 19:00 (30分は超勤)
栄養士	8:00 ～ 17:00
調理士	8:00 ～ 17:00
用務員	7:00 ～ 9:00 / 17:00 ～ 19:00

※行事や状況などの変化により、必ずしも上記のみの時間帯とは限らない。

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7:00 ～ 19:30

保育標準時間帯 7:30 ～ 18:30

保育短時間帯 8:30 ～ 16:30

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を越えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

(2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 年末年始 12月29日から12月31日まで
1月 1日から 1月 3日まで

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

長崎市が定める利用者負担額

原則、口座振替をお願いします。

(2) 延長保育料

【標準時間認定の方】 7:00 ～ 7:30 100 円／1 時間
18:30 ～ 19:00 100 円／1 時間

【短時間認定の方】 7:30 ～ 8:30 200 円／1 時間
16:30 ～ 200 円／1 時間

※料金が発生した際に、当日現金にて保育園へお支払いください。

(3) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

・児童の用品に係る費用

職員よりお知らせ致しますので、保育園へ指定の袋にて現金でお支払いください。

(2) 3～5歳児は令和元年 10 月 1 日より保育料の無償化により、保護者様より副食費を、月額 5,000 円、主食費を、月額 1,000 円徴収させていただきます。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 当園のルール・決まりごとを度々守らず、こちらの指導に反するとき
- ④ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	みさかえの園 あゆみの家
院長名	今村 善彦
所在地	長崎市堺 2 丁目 2 9-3
電話番号	095-838-2400

(2) 歯科

医療機関名	北野歯科医院
院長名	北野 正孝
所在地	長崎市古賀町 868-9
電話番号	095-839-6901

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者や当園の嘱託医又は、保護者の指定（児童調査票に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育園の嘱託医に受診することがあります。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	筒口 栄子
	利用時間	随時
	電話番号	095-838-3200 (ひよこ保育園)
	FAX	095-838-3215 (ひよこ保育園)
第三者委員	森内 幸義	電話番号 0957-25-5231
	本田 京子	電話番号 080-1781-0987

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します			
防災設備	・自動火災報知機	有	・屋外避難階段	有
	・ガス漏れ報知器	有	・	
	・非常警報装置	有		
避難・消火訓練	毎月1回			
不審者訓練	年1回以上			

11 利用者に対しての保険等

保険の種類	公益社団法人 全国私立保育園連盟 (東京海上日動火災保険) 「ほいくのほけん」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	保育園が負担

12 その他の留意事項

①当園では、医療行為を原則お断りしています。

ただし、やむを得ず投薬が必要な場合、お薬容器への月日、氏名の記入をし、お薬依頼書を提出すること。(詳しくは、入園のしおりを参照のこと)

②伝染病や集団活動を阻害する病気にかかった後に登園をする際は、病院又は当園が作成した治癒証明書を提出すること。(詳しくは、入園のしおりを参照のこと)

③書類や雑費袋、その他提出すべきものは、期限内に提出ください。

④その他、こちらからの指導に従うこと。

本書面に記載のない事項について疑義が生じた場合は、保護者、当園が双方協議のうえ、定めるものとする。

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 ひよこ保育園

説明者名 _____

私は、本書面に基づいてひよこ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

児童氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童から見た続柄 _____